

# 第6章



## 実現化の方策



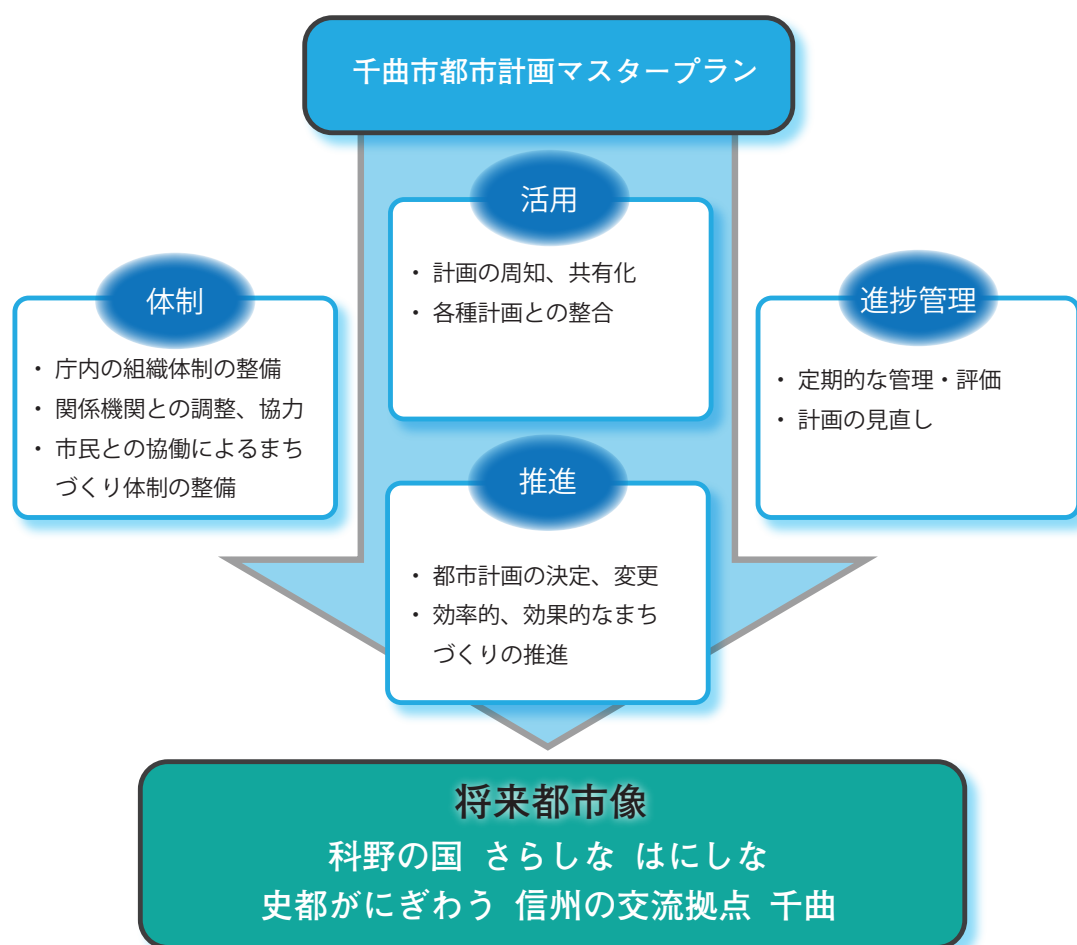
## 第6章 実現化の方策

### 1. まちづくりのありかた

本計画は、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの基本的な方針を定めています。

将来都市像の実現に向けては、計画の策定にとどまらず、実現化のための方策を明らかにした上で、市民との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。そのため、まちづくりの推進に向けた将来都市像の実現化の方策を次のように定めます。

- ① 将来都市像の実現に向けての本計画の“活用”
- ② 個別の事業実施によるまちづくりの“推進”
- ③ まちづくりの推進における行政・住民などによる組織・連携の“体制”
- ④ まちづくりの“進捗管理”



図\_まちづくりのありかた

## 2. 将来都市像の実現に向けた千曲市都市計画マスタープランの活用

### (1) 千曲市都市計画マスタープランの周知、共有化

本計画は、都市整備にかかわる基本的な方針を示したものであり、市内のみならず市民全員に計画の内容を周知し、将来都市像を市民、企業、地域、行政など千曲市で生活する人々全員が共有する必要があります。そのため、千曲市のホームページ、市報など多くの人々の目につくところで積極的に公表します。

### (2) 各種計画との整合

本計画は、上位計画に即した総合的なまちづくりのガイドプランであり、都市整備に関する道路、公園、住宅、景観、防災等の個別の部門計画の上位計画として位置づけられています。

まちづくりは、産業、環境、文化等のさまざまな分野とも関連しているため、道路、公園、下水道などの都市整備の計画について本計画に即すだけでなく、観光、福祉、教育などの幅広い部門の計画とも調整・連携を図り、本計画で示されているまちづくりの具体化を図ります。

## 3. 個別の事業実施によるまちづくりの推進

### (1) 都市計画の決定・変更

分野別・地域別の相互の視点から検討された全体構想・地域別構想に基づき、新規の都市計画の決定、既存の都市計画の変更を進めていきます。

その際、人口減少・少子高齢化、地球環境の保全など社会状況を踏まえ、都市計画の決定・変更を行う必要があります。特に都市計画道路については、計画決定から長期間未整備のままとなっている路線が多くみられるため、将来の道路交通のあり方や需要をふまえ段階的に検討していきます。

### (2) 効率的かつ効果的なまちづくりの推進

道路や公園等のまちづくりの事業実施に当たっては、人口減少・少子高齢化により財政運営が厳しくなることが予想されるため、整備効果の検証等、多面的な視点からの評価による、効果的、効率的な整備優先順位の検討による整備プログラムを作成します。また、自主財源の確保とともに、国・県及び民間などの資金導入についても検討を図ります。

特に民間資金の導入については、関係機関とも連携し検討を進めます。

本市の将来都市構造として定めた拠点に関連する事業を重点的に実施することで、効果的なまちづくりの推進を図ります。

## 4. まちづくりの推進における行政・住民などによる組織・連携の体制

### (1) 庁内の組織体制の整備

道路、公園、下水道などの都市整備に関する部門については、本計画の認識の共通化を図るとともに相互の連携を強化し、一体的な都市整備の推進を行います。また、農政、観光、福祉、教育などの幅広い部門とも連携・調整を図りながら、庁内横断的なまちづくり推進体制を確立します。

### (2) 関係機関との調整、協力

周辺自治体と連絡する道路網や広域を対象とする施設整備等にあたっては、国、県及び周辺市町村との調整を図り、都市計画マスタープランに即した都市基盤の整備を進めます。

また、交通結節点としての駅の機能拡充を図るため、関連計画との連携や鉄道、バス等公共交通機関との調整を図り、交通網の充実に努めます。

### (3) 市民との協働によるまちづくり体制の整備

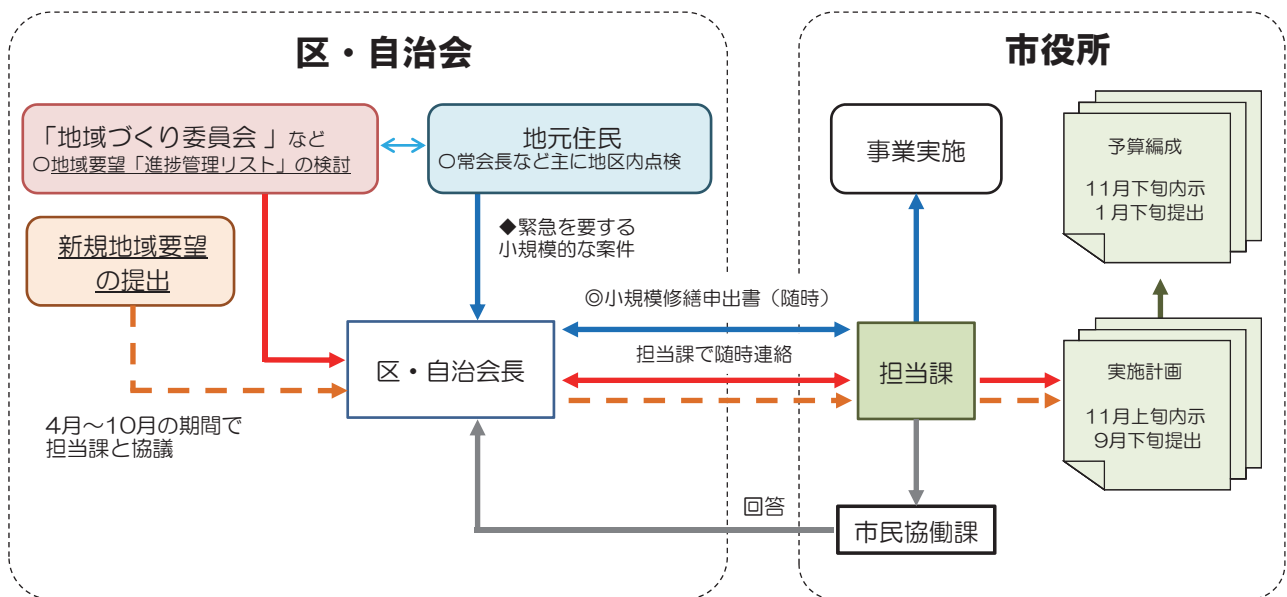
本市は、まちづくり基本条例を制定し、まちづくりの基本原則として「情報共有」、「市民参加」を原則として掲げ、市民と市との協働によるまちづくりを推進しています。

本計画は上記の原則に即し、まちづくりの目標達成に向けて以下の方策を講じていきます。

- 市民が主体的にまちづくりを進めるためには、地域の中にまちづくりリーダーとなる人が必要です。そのため、まちづくり勉強会やワークショップを通じて、まちづくりに資する人材育成を支援します。
- 市民による自主的なまちづくり活動に対して、建築士や建設コンサルタントなどまちづくりの専門家の派遣やNPOなどの団体活動への助成等、まちづくり組織の育成や継続的な活動を支援します。
- 地域の身近な公園や街路樹等に関して、地元の市民、団体、企業等が主体となった管理方式や施設整備の考え方を取り入れ、積極的な支援を行います。
- 地域の実情や要望を的確に把握し、きめ細やかなまちづくりを推進するためには、地域（区・自治会）との連絡を密にしていきます。



出典：市報千曲別冊（平成19年4月発行）



出典：地域要望等に関する説明資料

図 2 まちづくりの推進体制

## 5. まちづくりの進捗管理

本マスタープランは、持続可能なまちづくりの基本指針となるもので、おおむね20年後の将来都市像の実現を目指しています。本マスタープランの策定後、社会情勢やまちづくりの進捗に大きな変化が生じたとき、都市計画の変更が生じたとき又は千曲都市計画区域マスタープランや千曲市総合計画など上位関連計画等が変更になったときは、市民参加による見直しを行っていきます。

特に、都市計画マスタープランの一部である千曲市立地適正化計画については、おおむね5年ごとに評価を行い、進捗状況や妥当性を精査、検討していきます。